

生食発 0713 第 11 号  
平成 30 年 7 月 13 日

各 

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」の一部改正について

清涼飲料水等の試験法については、「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」（平成26年12月22日付け食安発1222第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により通知していますが、清涼飲料水の規格基準の改正（平成30年厚生労働省告示第269号）に伴い、試験項目が追加されたため、同通知を別紙新旧対応表のとおり一部改めることとしました。

御了知の上、適切な運用を図られるようお願いします。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

## 記

I 一斉試験法 ミネラルウォーター類中の元素一斉試験法 の分析対象元素にアンチモンを追加する。